

健 保 険 第 114 号

令 和 3 年 4 月 9 日

「重症化リスク者適正受診勧奨事業業務委託」に関する質問書への回答について

健康福祉局生活福祉部保険年金課長

質問書によりご質問いただいた内容について、次のとおり回答します。

重症化リスク者適正受診勧奨事業業務委託 質問と回答

NO	質問	回答
1	<p>①特定健診データについて、下記ファイルは提供可能でしょうか。</p> <p>1. FKAC131 特定健診受診者CSVファイル 2. FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル 3. FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル</p>	<p>提供可能です。</p>
2	<p>②被保険者データについて、KDB被保険者台帳を使用した場合、「KDB個人番号」で個人を一意（ユニーク）として判断します。</p> <p>他の保険者では1回目を受領したKDB被保険者台帳と2回目で受領したKDB被保険者台帳で「KDB個人番号」に変化があった方がおられ、他人に紐づいた事がありました。（AさんをBさんと間違っって認識したという事例がありました）</p> <p>保健事業を実施する上で、個人の特定は必要不可欠なことから、下記の被保険者マスタをご提供頂く事は可能でしょうか。</p> <p>(A) 国保総合システム 特定健診等被保険者データ (KD_IF015) (B) 国保総合システム 被保険者資格データ (EUC個人資格情報ファイル) (C) 国保総合システム 被保険者異動報告データ (資格情報ファイル(世帯・個人))</p>	<p>個人を一意として判断する場合、被保険者番号+国保個人番号_員番を使用させていただいております。こちらを使用いただければ、別人に紐づくことはありません。（市の住民台帳上の個人コードに連動しているため）</p> <p>以上の方法での処理が不可能である場合のみ、以下のデータの提供を話し合いにより決定します。</p> <p>(A) 国保総合システム 特定健診等被保険者データ (KD_IF015) →提供可能です。 ※容量が大きい個人情報データになるため、データの授受方法については、協議により決定いたします。</p> <p>(B) 国保総合システム 被保険者資格データ (EUC個人資格情報ファイル) →提供できません。</p> <p>(C) 国保総合システム 被保険者異動報告データ (資格情報ファイル(世帯・個人)) →提供できません。</p>
3	<p>③レセプトについて、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則った形式でのご提供は可能でしょうか。</p> <p>ファイル名は以下の通りです。</p> <p>医科・・・「21_RECDEINFO_MED. CSV」 DPC・・・「22_RECDEINFO_DPC. CSV」 歯科・・・「23_RECDEINFO_DEN. CSV」 調剤・・・「24_RECDEINFO_PHA. CSV」</p>	<p>提供可能です。</p>
4	<p>業務説明資料6(1)ア(ウ)多受診者について、「同一月に同一疾病で複数のレセプトで一定日以上」とありますが、単一のレセプトで一定日以上の場合も含まれますでしょうか。</p> <p>(一つの医療機関に一定日以上受診)</p>	<p>含みます。ただし、重複頻回受診者の中から優先順位をつけて通知を送送するため、送送対象とするかは、協議により決定します。</p>
5	<p>業務説明資料8 効果検証で使用する健診データについて、令和2年度のデータで対象者抽出を行い、効果検証は令和3年度のデータで効果検証を行うという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>令和3年度の健診データで対象者抽出を行った場合、効果測定には令和4年度のデータが必要となり、令和4年3月末までに効果検証を行うことができません。</p>	<p>令和2年度及び3年度の健診データで対象者抽出を行い、令和3年度及び4年度の健診データで効果検証を行う予定ですが、詳細については協議により決定します。</p> <p>初年度は通知が年度後半になるため、年度末には通知人数などの実施結果を報告していただきます。初年度の業務実績等が良好と認められた場合、3か年連続で同一事業者との契約を予定しておりますので、効果検証が完了するのが翌年度になってしまっても、差し支えありません。</p> <p>なお、2年目以降は通知月が早まる予定ですので、年度内に暫定的な効果検証結果を出していただく予定です。</p>